

電子システムを利用した会議を開催する場合の基準について

2020年4月27日

One Asia Lawyers タイ事務所

2020年4月20日付のニュースレターにおいて、2020年4月19日「電子システムを利用した会議に関する勅令」が施行されたことをお伝え致しました。同勅令第7条に規定されている通り、電子システムを利用した会議を開催する際は「電子システムを利用した会議のセキュリティ基準に関する情報技術・通信省（現デジタル経済社会省）の2014年の告示（末尾参考日本語訳をご確認ください。）」に従う必要があります。

デジタル経済社会省のウェブサイト（<https://www.eta.or.th/content/e-meeting.html>）の情報によれば、現在同告示の改定に向け草案の準備を進めているようですが、新告示が発出されるまでは同告示に規定される基準に準ずることになります。同ウェブサイト上で公開されているガイドラインの内容も含め、以下の通り解説致します。

1 電子システムを利用した会議開催の基準

上記勅令、告示、及びウェブサイト上のガイドラインの内容をまとめると、電子システムを利用した会議を開催する際、以下の要件を最低限満たす必要があると考えます。

- 会議参加前に参加者全員を特定すること
- 会議開催前に、会議開催の承認に関する記録や、招集通知を作成すること
- 参加者の投票を可能にすること

投票結果を公表する場合の投票方法の例

- a. 会議システム内でのメッセージ送信
- b. SMS
- c. Eメール 等

投票結果を公表しない場合の投票方法の例

- a. オンライン投票システム 等
- 議事録を作成すること（電子データ形式も可）※注1

議事録に記載を推奨する事項

- a. 電子システムを利用した会議の方法（会議システムのプロバイダー名）
 - b. 投票方法
 - c. 会議参加者のシステムへのアクセス日時
 - d. 接続が中断された場合の時刻 等
- 会議開催中は終始、会議参加者が音声もしくは音声及び映像により、2か所以上の場所を繋いで双方向のコミュニケーションをとれるようにし、それをデータとして保存する

こと。（秘密会議を除く）会議中は、電話、テレビカメラ、マイク、などのツールを利用すること

- 会議参加者全員のログファイルを証拠として保存すること
- システム管理者を配置し、リモートアクセスによる会議参加者のシステム動作環境確認とトラブルへの対応を行うこと
- 緊急時または必要に応じて、会議の議長またはシステム管理者が即時に音声もしくは映像信号を切断したり情報の送信を停止したりすることを可能にすること

※注1

電子システムを利用した会議に関する勅令により、電子システムのログ、映像、音声は議事録の一部であるとみなされます。議事録は、民商法第 1207 条に従い記録・保管し、また株主からの閲覧要求があった場合にはそれに応じる必要があります。民商法上保管期限が明文化されていないため、会社解散まで保管するべきであると考えます。

民商法第 1207 条

取締役は株主総会及び取締役会議の議事及び決議のすべてを正確に記録し、記録を会社の本店に保管しなければならない。決議の可決、議事が行われた会議の議長か、またはその次の会議の議長によって署名された議事録は全て正しい証拠と推定され、決議および議事は正当に可決されたものと推定される。

②株主は全て、執務時間中いつでも上記書類の閲覧を要求することができる。

民商法の罰則規定第 28 条 3 項により、議事録が記録されていなかった場合は、取締役 1 人につき 5 万バーツ以下の罰金が科せられますのでご注意ください。

民商法罰則規定第 28 条 3 項

民商法第 1207 条に従い議事録が記録されなかった場合、非公開会社の取締役それぞれに 5 万バーツ以下の罰金が科せられる。

2 電子システムを利用した会議開催時に利用可能なシステムプロバイダー

デジタル経済社会省のウェブサイト上において、電子取引開発機構が「告示第 74/2557 号：電子システムを利用した会議」及び「電子システムを利用した会議のセキュリティ基準に関する情報技術・通信省（現デジタル経済社会省）の 2014 年の告示」に基づき作成した適合性評価フォームで各プロバイダーが自己評価を行った結果を以下の通りユーザーに公開しています（タイ語のみ）。

ただし、これらの告示では適合性の条件が規定されていないため、電子取引開発機構も自己評価結果が同告示の規定に準じているか否かについては保証しないと記載しているため注意が必要です。自社で現在使用しているシステムのセキュリティ基準を見直す際の参考程度にご確認頂き、詳細は各プロバイダーへお問合せ下さい。

システム名	プロバイダー名	適合性の（自己）評価結果
記載なし	Conovance Co., Ltd.	https://www.etda.or.th/app/webroot/content_files/25/files/20200315_E-Meeting_Survey_Conovance.pdf
Microsoft Teams	Microsoft (Thailand) Co., Ltd.	https://www.etda.or.th/app/webroot/content_files/25/files/20200314_E-Meeting_Survey_Microsoft.pdf
Zoho Meeting	Actvee Management Co., Ltd.	https://www.etda.or.th/app/webroot/content_files/25/files/20200324_E-Meeting_Survey_Zoho%28%29.pdf
Cisco Webex	Cisco Systems (Thailand) Co., Ltd.	https://www.etda.or.th/app/webroot/content_files/25/files/20200319_E-Meeting_Survey_Cisco%28%29.pdf
G Suite - Hangouts Meet	Tangerine Co.,Ltd.	https://www.etda.or.th/app/webroot/content_files/25/files/20200324_E-Meeting_Survey_Google%28%29.pdf
Zoom Video Conference	1-To-All Co., Ltd.	https://www.etda.or.th/app/webroot/content_files/26/files/20200402_E-Meeting_Survey_Zoom_1-to-all.pdf
Cisco Webex	Internet Thailand PCL	https://www.etda.or.th/app/webroot/content_files/25/files/20200409_E-Meeting_Survey_Cisco-INET.pdf
CAT Conference	CAT Telecom PCL	https://www.etda.or.th/app/webroot/content_files/25/files/20200416_E-Meeting_Survey_CAT.pdf
BlueJeans	Planetcloud Co., Ltd.	https://www.etda.or.th/app/webroot/content_files/25/files/20200416_E-Meeting_Survey_BlueJeans.pdf

情報技術・通信省（現在は改名され、デジタル経済社会省）告示
電子システムによる会議のセキュリティ基準について
2557年（2014年）
（2557年12月4日官報掲載）

第4条 電子システムによる会議は、情報セキュリティ確保のための対策が施された会議管理システムを通じて行うこと。当該会議管理システムは、政府関係部署の情報セキュリティ確保に関するガイドライン及び方針について電子取引委員会（The Electronic Transactions Commission）が2553年に発した告示、またはその他同等の基準で定められる規則に準拠していること。この場合、当該会議管理システムサービスの提供者は政府系であるか、民間であるかを問わない。

会議管理システムまたはその他のシステムを使用し、会議開始から終了まで、会議参加者全員の音声または音声及び映像を、ログファイルを含め保存すること。

第二段落に定める情報の保存は、セキュリティが確保されたデータ形式で、本告示巻末付録の規定に従い信頼できる方法で行うこと。

第5条 第4条に定める会議管理システムは、最低限以下に規定する基本事項を満たすこと。

- （1） 会議参加者は、例えば、電話回線、LAN (Local Area Network)、ISDN (Integrated Services Digital Network)、WAN (Wide Area Network)、インターネット、マイクロ波、無線通信、衛星通信ネットワークなど、有線、無線を問わず、情報・コミュニケーション技術及び/または電気通信を利用して、音声または音声及び映像により、コミュニケーションをとれるようにすること。
- （2） 2か所以上の会議場所を繋ぎ、会議に参加させること。
- （3） 会議参加者が双方向のコミュニケーションをとれるようにすること。
- （4） 電話、テレビカメラ、マイク、コンピュータ、ファックス、スキャナーなどの情報・コミュニケーション技術及び/または電気通信機器を情報伝達に利用すること。
- （5） 状況に応じて、会議参加者の視聴を円滑にする、情報・コミュニケーション技術及び/または電気通信に適した、接続機器または音声もしくは音声及び映像信号の変換機器を用意すること。

また、上記以外に以下を追加で準備してもよい。

- （1） 情報・コミュニケーション技術及び/または電気通信システムから送られる情報を表示する機器を用意すること。例えばスピーカー、モニター、ビデオプロジェクター、情報を印刷したハードコピーなど。

- (2) 会議室内での会議の場合、音声の反響やエコーを防ぐための会議室の状態に適した吸音材を利用すること。

第6条 会議の議長が電子システムによる会議の開催を決定した場合、会議開催責任者は会議管理システムを利用することについて会議開催前に書面にて会議参加者に通知する。その際、会議開催責任者は、リモートアクセスにより会議参加者のシステム動作環境を確認し、トラブルを解決できるよう、システム管理者を配置すること。この場合、会議開催責任者は、会議管理システムが要求する動作環境が確保されていることを会議前に確認しなければならない。

(巻末付録)

第1条 会議参加者の音声または音声及び映像を記録する際は、以下の規則に従い、セキュリティ確保に努めること。

- (1) 情報の正確性を確保するために信頼できる方法が採用されていることを確認し、また、当該情報を後に表示できるようにする目的で、情報の変更または修正ができないような対策技術または防止基準を備えること。ただし、別途正当な承認を受けた場合、追加で保存する場合、または当該情報の意味に影響を与えない、通信、保存管理もしくは表示の過程で生じうる変更の場合を除く。
- (2) 会議管理システムにより音声または音声及び映像を記録する場合、アクセス権限を有する者のみによって進行、保存された情報であることを確認できるように、最低限以下を網羅した上で、会議管理システムの関係者を識別できる信頼できる方法を採用すること。
 1. 人物の識別 (Identification)
 2. 人物の認証 (Authentication)
 3. アクセス権限者の承認 (Authorization)
 4. 行動結果に対する責任 (Accountability)

第2条 接続情報を認識できるようにするため、当該コンピュータシステムの接続に関する、発信地点、受信地点、時刻、日付、通信量、通信時間などの情報を含む、会議管理システムが生成するログファイルを保存する際は、当該情報の保存におけるセキュリティ基準を定めること。また、ログファイル保管の際は、以下の信頼できる方法によりセキュリティを確保した方法を採用すること。

- (1) 完全性 (Integrity) の確保、及びアクセスする人物の識別 (Identification) を可能とするメディア内に保管する。
- (2) 情報の信頼性を確保し、システム管理者が保管中の情報を改ざんすることを防止するため、中央管理ログサーバー (Centralized Log Server) 内への保管、データのアーカイブ化 (Data Archiving)、またはデータのハッシュ化 (Data Hashing) 等により、保管中の情報の秘匿性を確保できるシステムを採用し、当該情報へのアクセスにおける機密レベルを定めること。ただし、IT 監査人 (IT Auditor) や



IT 監査人から委任を受けた者など、当該データへのアクセスを許可された者や関係する職務を有する者を除く。

- (3) ログファイル情報の正確性及び可用性確保のため、全ての機器が時計に接続しており、時刻を協定世界時と一致させること。

〈注記〉

本資料に関し、以下の点ご了解ください。

- ・ 本資料は 2020 年 4 月 27 日時点の情報であり、また全タイ語原文の翻訳ではなく、お客様の関心が高いと思われる部分の抜粋・要約であることを予めご了承下さい。本資料の内容とタイ語原文に内容の不一致があった場合は、タイ語原文を正とします。
- ・ 今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・ 本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。必ずタイ語原文をご参照下さい。

以 上

「One Asia Lawyers」は、日本および ASEAN 及び南アジア各国の法に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN 法務特化型の法律事務所です。

当事務所メンバーは、日本および ASEAN 及び南アジア各国の法律実務に精通した専門家で構成されています。日本および ASEAN 及び南アジア各国にオフィス・メンバーファームを構えることにより、日本を含めた各オフィスから ASEAN 及び南アジア各国の法律を一括して提供できる体制を整えることに注力しております。

本記事に関するご照会は以下までお願い致します。

yuto.yabumoto@oneasia.legal

藪本 雄登

(以下の告示に基づく) リモート会議システムの適合性評価シート

情報技術・通信省(現デジタル経済社会省)の2557年告示:電子システムを利用した会議のセキュリティ基準について(以下、「情報技術・通信省の告示」)

国家平和秩序評議会告示第74/2557号:電子システムを利用した会議について(以下、「告示第74/2557号」)

※2563年勅令「電子システムを利用した会議について」の施行により、告示第74/2557号は無効となっていますのでご注意ください。

システム名:

サービスプロバイダー名:

サービスプロバイダーへの連絡先:

規定		関連する告示	リモート会議システムの機能
1 会議管理システム			
1.1	電子取引委員会が2553年に発行した告示「情報セキュリティ確保における方針とガイドライン」(以下、「電子取引委員会の告示」)もしくはその他同等の基準に適合した情報セキュリティ確保のためのプロセスを有している。	告示第74/2557号第4条及び、情報技術・通信省の告示第4条	
	(1) 情報使用時のアクセスまたは制御の際、以下を満たすこと。	電子取引委員会の告示第2条(1)	
	(1.1) 情報へのアクセスまたは制御について規定を有している。(Access Control)	電子取引委員会の告示第5条	
	(1.2) 要件に応じた情報の使用について規定を有している。(Business requirements for access control)	電子取引委員会の告示第6条	
	(1.3) アクセス管理を行っている。(User access management)	電子取引委員会の告示第7条	
	(1.4) ユーザーの責任と義務を定めている。(User responsibilities)	電子取引委員会の告示第8条	
	(1.5) ネットワークへのアクセス制御を行っている。(Network access control)	電子取引委員会の告示第9条	
	(1.6) オペレーションシステムへのアクセス制御を行っている。(Operating system access control)	電子取引委員会の告示第10条	
	(1.7) プログラムへのアクセス制御を行っている。(Application and information access control)	電子取引委員会の告示第11条	
	(2) 情報システムとバックアップシステムをすぐに使用できる状態に準備しておく。また、緊急時の対策・計画を立てる。	電子取引委員会の告示第2条(2)及び第12条	
(3) 常時、情報リスクを確認し、評価する。	電子取引委員会の告示第2条(3)及び第13条		
1.2	会議参加者は音声または音声及び映像でお互いにコミュニケーションをとることができる。また、会議は情報通信技術及び/もしくは電気通信技術を利用し、双方向のコミュニケーションを可能とする。	情報技術・通信省の告示第5条一段落(1)及び(3)	
1.3	会議に参加する2か所以上の会議場所を繋ぐ。	情報技術・通信省の告示第5条一段落(2)	
1.4	以下の機器を有する必要がある。		
	1.4.1 ある場所から別の場所にデータをインポートするための機器	情報技術・通信省の告示第5条一段落(4)	
	1.4.2 会議参加者の視聴を円滑にするための、音声もしくは音声+映像の信号を変換・接続する機器(状況に応じて)	情報技術・通信省の告示第5条一段落(5)	
1.5	会議管理システムの管理者の配置について		
	1.5.1 リモートアクセスにより会議参加者のシステム動作環境を確認し、トラブルを解決する。	情報技術・通信省の告示第6条	
1.5.2	必要と判断した場合または緊急時の場合、即座に音声のみ、映像のみ、または音声と映像の両方の信号を切断したり、ネットワークやシステム内の会議参加者のコミュニケーションツールへの情報送信を停止したりできるようにする。	情報技術・通信省の告示第7条	
1.6	会議開始前にシステムの準備を整えておく必要がある。	情報技術・通信省の告示第6条	
1.7	(任意)		
	1.7.1 音声の反響やエコーを防ぐため、会議室の状態に適した吸音材を利用する。	情報技術・通信省の告示第5条二段落(2)	
	1.7.2 会議参加者への情報共有のため、情報を表示するための機器を有する。	情報技術・通信省の告示第5条二段落(1)	

(以下の告示に基づく) リモート会議システムの適合性評価シート

情報技術・通信省(現デジタル経済社会省)の2557年告示:電子システムを利用した会議のセキュリティ基準について(以下、「情報技術・通信省の告示」)

国家平和秩序評議会告示第74/2557号:電子システムを利用した会議について(以下、「告示第74/2557号」)

※2563年勅令「電子システムを利用した会議について」の施行により、告示第74/2557号は無効となっていますのでご注意ください。

システム名:

サービスプロバイダー名:

サービスプロバイダーへの連絡先:

規定		関連する告示	リモート会議システムの機能
2 会議管理システムまたはその他のシステムによる音声または音声及び映像の保存			
2.1	会議参加者全員の音声または音声及び映像の保存する。	告示第74/2557号第6条(3)及び 情報技術・通信省の告示第4条二段落	
2.2	会議開始から終了まで終始、音声または音声及び映像を保存する。	告示第74/2557号第6条(3)及び 情報技術・通信省の告示第4条二段落	
2.3	上記を保存した際に生成されるログファイルを保存する。	情報技術・通信省の告示第4条二段落	
2.4	告示巻末付録の規定に基づく信頼できる方法により、セキュリティが確保されたデータ形式で電子メディア内に保存する。	情報技術・通信省の告示第4条三段落	
	保存の際は以下の基準に従うこと。	情報技術・通信省の告示第4条三段落	
2.5.1	情報の正確性を確保するために終始、信頼できる方法を採用し、後で当該情報を表示できるようにする。また、情報の変更または修正ができないような対策技術または防止基準を備える。	情報技術・通信省の告示巻末付録第1条(1)	
	(会議管理システムを使用している場合)		
2.5.2	アクセス権限を有する者のみによって進行、保存された情報であることを確認できるように、関係者を識別する際に信頼できる方法を有する。	情報技術・通信省の告示巻末付録第1条(2)	
	1. 人物の識別(Identification)		
	2. 人物の認証(Authentication)		
	3. アクセス権限者の承認(Authorization)		
2.5	4. 行動結果に対する責任(Accountability)		
	(会議管理システムを使用している場合)		
	ログファイルは以下を満たす必要がある。	情報技術・通信省の告示巻末付録第2条一段落	
2.5.3	(1) ログファイルにより、コンピュータシステムの接続情報を知ることができる。		
	(2) ログファイルは、情報を記録する際のセキュリティ基準を有している。		
	(3) ログファイルは、信頼できる方法によりセキュリティを確保した方法を採用している。	情報技術・通信省の告示巻末付録 第2条一段落(1)(2)(3)	
	(3.1) 完全性(Integrity)を確保し、アクセス者の識別(Identification)を可能とするメディア内に保管する。		
	(3.2) 保管中の情報の秘匿性を確保するシステムを有し、情報へのアクセスにおける機密レベルを定めている。		
	(3.3) 情報の信頼性を確保し、システム管理者やシステム担当者が保管中の情報を改ざんすることを防止する。		
	(3.4) 全ツールが時計を内蔵し、時刻が協定世界時と一致している。		

(以下の告示に基づく) リモート会議システムの適合性評価シート

情報技術・通信省（現デジタル経済社会省）の2557年告示：電子システムを利用した会議のセキュリティ基準について（以下、「情報技術・通信省の告示」）

国家平和秩序評議会告示第74/2557号：電子システムを利用した会議について（以下、「告示第74/2557号」）

※2563年勅令「電子システムを利用した会議について」の施行により、告示第74/2557号は無効となっていますのでご注意ください。

システム名：

サービスプロバイダー名：

サービスプロバイダーへの連絡先：

	規定	関連する告示	リモート会議システムの機能
3 プロセス			
3.1	会議管理システムの利用について、会議開催前に書面にて会議参加者に通知する。	情報技術・通信省の告示第6条	
3.2	(任意) 会議の招集通知と会議資料をEメールで送付し、これらの招集通知と会議資料はデータ形式で証拠として保管する。	告示第74/2557号第5条	
3.3	会議参加前に、会議参加者全員を特定する。	告示第74/2557号第6条 (1)	
3.4	会議中は終始、全会議参加者は審議・提案中の会議情報を確認できる。	情報技術・通信省の告示第8条	
3.5	会議の議事録を作成し、音声または音声及び映像も会議議事録の一部であるとみなす。	告示第74/2557号第6条 (2) (3)	

<注記>

本資料に関し、以下の点ご了解ください。

- ・本資料は2020年4月28日時点のデジタル経済社会省ウェブサイト掲載情報を基に翻訳していますが、本資料の内容とタイ語原文に内容の不一致があった場合は、タイ語原文を正とします。
- ・今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。必ずタイ語原文をご参照下さい。

「One Asia Lawyers」は、日本およびASEAN及び南アジア各国の法に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初のASEAN法務特化型の法律事務所です。当事務所メンバーは、日本およびASEAN及び南アジア各国の法律実務に精通した専門家で構成されています。日本およびASEAN及び南アジア各国にオフィス・メンバーファームを構えることにより、日本を含めた各オフィスからASEAN及び南アジア各国の法律を一括して提供できる体制を整えることに注力しております。

本記事に関するご照会は以下までお願い致します。

yuto.yabumoto@oneasia.legal

藪本 雄登